

香美市物部町スクールバスの運行及び管理に関する委託業務仕様書

1 業務名称

香美市物部町スクールバスの運行及び管理に関する委託業務

2 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 業務の目的

本業務は、小規模特認校制度を利用して通学する大柄小学校の児童若しくは大柄中学校の生徒（以下「児童生徒」という。）の安全かつ確実な輸送と委託車両（以下「スクールバス」という。）の適正管理を行うことを目的とする。

4 利用対象者

スクールバスを利用できる者は、香美市物部町スクールバスの運行及び管理に関する規則（令和7年香美市教育委員会規則第23号（以下「規則」という。））第2条に定める次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 小規模特認校制度を利用して通学する大柄小学校又は大柄中学校（以下「学校」という。）の児童生徒。

（2） その他教育委員会が、学校行事等で特に必要と認めた者。

5 使用料について

スクールバスの使用料は無料であるため、徴収を要しない。

6 委託業務内容

運行管理するスクールバス

車名	型式	原動機の型式	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	定員	燃料
トヨタ	C B F-T R H228B	2TR	普通	乗合	自家用	キャブオーバ	15	ガソリン

運行管理するスクールバスの保管場所 香美市土佐山田町224

運転手の待機場所 香美市物部町大柄1390番地1

（1） 基本方針

- ① 児童生徒の登下校時及びその他運行時における本業務を安全かつ確実に行うこと。
- ② 道路交通法等関係法令、規定、香美市物部町スクールバスの運行及び管理に関する条例（令和7年香美市条例第46号）及び規則を遵守すること。
- ③ 道路運送法及び関係法令に準じて運行管理、運転手の選任を行うこと。
- ④ 運転手の指導監督、健康状態を管理し、教育委員会の方針に沿って本業務を遂行すること。また、運行前にはアルコール検査を実施すること。
- ⑤ 車両の整備、運行前の点検は常に行い万全の注意を払うこと。
- ⑥ 事故等が発生した場合は、すべての事故対応を行うこと。
- ⑦ 運転手の休暇取得および病休等によって、欠員が出ないように補充人員の確保をすること。
- ⑧ 受託者は、委託業務の実施にあたっては、安全運転に徹するとともに、車両の点検等管理、乗員の労務管理、公共運送に従事するための教育等については、細心の注意をはらい、利用者に対するサービスの向上に努めなければならない。

（2） 運行業務

- ① 児童生徒の登下校送迎業務
 - ② 学校行事等及び教育委員会が認める輸送業務
 - ③ 運行前後に車両点検、整備及び清掃
 - ④ 車両に係る消耗品及び備品の補充交換、保管管理
 - ⑤ 車両の保管場所の清掃、管理
 - ⑥ 運転手の手配業務
 - ⑦ 運行日誌、点検簿、出勤簿の作成・提出
 - ⑧ 車両故障・修理時の代替輸送の手配
- (3) 運行管理
- ① 運行管理責任者及び車両運転者を定め、あらかじめ教育委員会に届け出ること。
 - ② 運転日誌を備え付け、運行の状況について教育委員会に報告すること。
 - ③ 月毎の業務が終了したときは、速やかに運転日誌兼始業点検票を委託者に提出しなければならない。
 - ④ 運行前に車両運転者に対し、対面による点呼、体調確認及びアルコール検知器による検査を行うこと。
 - ⑤ 車両運転者は、スクールバスを安全に運行するため、公安委員会の運転免許を受けていること。
 - ⑥ 運行目的、経路等を忠実に守り、事故の防止等安全運転に万全を期するとともに、運転技術の向上に努めること。
- (4) 車両管理
- ① スクールバスの運行前後に車両点検を行うとともに、整備及び清掃を適切に行い、附属品等の保管に努め、所定の位置に格納すること。
 - ② 車両に係る消耗品及び備品の補充交換、保管管理
 - ③ 車両の保管場所、待機場所等の清掃、管理
 - ④ 受託者は、スクールバスを委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、委託者が特に認めたときは、この限りではない。
 - ⑤ 車検・整備・故障等で車両を利用できないときは、受託者が代車を手配する。この場合の代車費用は、委託者が負担する。
- (5) 事故・緊急時対応
- ① スクールバスの運行中に交通事故その他の事故が発生したときは、速やかに適切な処置をとるとともに、教育委員会に事故報告書を提出し、その指示を受けなければならない。
 - ② 事故等が発生した場合はすべての事故対応を行うこと。
- (6) 連絡・調整
- 業務の履行に関し教育委員会、大柄小学校長、大柄中学校長（以下「学校長等」という。）並びに児童生徒及びその保護者からの連絡及び調整を行うこと。

7 業務に関する特記事項

- ① 運行に係る企画、調整、立案、運行表の作成を行うこと。教育委員会及び学校長等と協議調整を行い、利用希望者の状況に合わせて運行の台数・経路・時間を調整するものとする。
- ② 停留所の設置個所調査を行うこと。学校長等から提示された停留箇所で、児童生徒の乗り降りの安全が確保され、一般車両の通行の妨げにならないかを調査すること。
- ③ 運行に必要な届出等、手続きは受託者が行うこと。
- ④ 受託者は、学校の始業日までに必ず試運転を行い送迎業務に支障がないようにすること。運転士の変更の際にも実施し引継ぎを行うこと。試運転に係る費用は受託者負担とする。
- ⑤ 受託者は運転士の安全で確実な業務の遂行と緊急時等の速やかな対応ができるよう定期的

に教育研修を実施すること。

⑥ 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密及び個人情報を他人に漏らしてはならない。
契約期間満了後においても同様とする。

⑦ 受託者は、運行管理責任者及び車両運転者を定め、あらかじめ教育委員会に届け出ること。

8 運行内容

(1) 運行計画

教育委員会は、毎学年度始業日までに学校と協議し、スクールバス月間運行計画書（規則様式第6号）を作成すること。

受託者は、これに基づき運行計画を策定し、運行を実施すること。

(2) 運行日

バスは通年運行とし、年間210日以内とする。次に掲げる日の登校時及び下校時に利用するものとする。

① 学校の休業日でない日

② 教育委員会が必要と認めた日

(3) 実働時間・休憩時間

実働時間：8時間／1日（通常運行日）

休憩時間：1時間／1日（通常運行日）

※教育委員会が必要と認めた日の運行については、登下校・行事の参加や実施に要する時間（最長8時間／1日）とする。

(4) 運行ルート・所要時間（往復61.5km、中学生8名・小学生2名）

【行き】月・火・水・木・金

地点	時刻	区間距離	備考
① 香美市役所	7:05		運行開始
② 博愛園	7:15	3.0 km	
③ セイムス前（土佐山田店）	7:20	2.5 km	
④ 宇賀歯科前	7:23	0.5 km	
③ 香美市役所	7:26	0.4 km	
④ 山田東町バス停	7:30	0.8 km	
⑤ 百石バス停	7:33	0.6 km	
⑥ 鏡野公園バス停	7:40	2.7 km	
⑦ 大柄中学校	8:05	22.0 km	
⑩ 大柄小学校	8:08	1.0 km	
⑪ 香美市役所	8:50	28.0 km	運行終了

【帰り】月・火・木・金

地点	時刻	区間距離	備考
⑪ 香美市役所	15:55		運行開始
⑩ 大柄小学校	16:37	28.0 km	
⑨ 大柄中学校	16:40	1.0 km	
⑧ 鏡野公園 バス停	17:05	22.0 km	
⑦ 百石バス停	17:12	2.7 km	
⑥ 山田東町バス停	17:15	0.6 km	
⑤ 香美市役所	17:19	0.8 km	

④ 宇賀歯科	17：22	0.4 km	
③ セイムス前(土佐山田店)	17：25	0.5 km	
② 博愛園	17：30	2.5 km	
① 香美市役所	17：40	3.0 km	運行終了

【帰り】水

地点	時刻	区間距離	備考
⑪ 香美市役所	15：15		運行開始
⑩ 大柄小学校	15：57	28.0 km	
⑨ 大柄中学校	16：00	1.0 km	
⑧ 鏡野公園 バス停	16：25	22.0 km	
⑦ 百石バス停	16：32	2.7 km	
⑥ 山田東町バス停	16：35	0.6km	
⑤ 香美市役所	16：39	0.8 km	
④ 宇賀歯科	16：42	0.4 km	
③ セイムス (土佐山田店)	16：45	0.5 km	
② 博愛園	16：50	2.5 km	
① 香美市役所	17：00	3.0 km	運行終了

※乗降場所、乗降時刻については、変更となる場合がある。

※運行の時間・曜日の変更については、別途協議を行う。

※欠席などで利用できない場合、前日までは学校に、当日の場合は保護者が受託者に連絡をする。

※早退した場合は、学校から受託者に連絡をする。

(5) その他

教育委員会からの指示により、勤務時間内において遠足や課外活動の送迎を実施する。

受託者は指示内容を確認し、通常の運行に支障のない範囲で送迎を行うこと。支障が出る場合はその都度協議を行うこと。送迎の対象者は、学校の児童生徒に限らない場合がある。

9 委託料

(1) 委託上限額は、20,790,000 円とする。なお、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

なお、委託車両の燃料費及び修理費等に要する経費は委託者が負担する。ただし、受託者責による場合は、この限りではない。

不測の事態による勤務時間の超過が発生した場合は、速やかに受託者と協議を行うこと。

(2) 委託料は、月毎の業務完了後、委託料支払い請求書をもって支払う。

(3) 本プロポーザルにおける提案金額の算出にあたっては、本仕様書に定める業務内容に基づき、委託期間3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）の総額を算出して提出すること。

10 損害賠償の義務

(1) 受託者は、委託業務の実施中に受託者の責めに帰すべき事由により発注者及び第三者に損害を与えたときは、受託者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(2) 受託者は、前項を履行するために、管理自動車について必要十分な自動車保険（任意保険）に加入しなければならない。

11 責任者の配置と責務

(1) 受託者は、本業務を円滑に遂行するために運転手以外で、総括責任者、運行管理者を配置し、教育委員会及び校長等と隨時、協議をすること。

また、これらの責任者をあらかじめ教育委員会に届け出ること。

- (2) 総括責任者を配置し、運行開始から運行終了まで対応できるようにすること。
- (3) 総括責任者が、休暇等を取得する際は、同じ条件の代替者を配置すること。
- (4) 運行管理者を配置し、教育委員会の運行予約や確認に随時対応できるようにすること。

1.2 緊急時の対応及び連絡体制

- (1) 事故の発生及び異常気象時等については、旅客自動車運送事業運輸規則に準じて適切な処理を行うこと。
- (2) 自然災害、またはその恐れがある時には教育委員会及び学校長等と協議のうえ対応を決めること。
- (3) 本業務中に事故及び不測の事態が発生した場合は、ただちに教育委員会及び学校長等に連絡をするとともに、協議のうえ事故等の処理にあたること。ただし、受託者の過失等による場合は、受託者の責任において全面的に問題解決に当たること。

1.3 業務の報告

- (1) 車両を運行した際は、委託者が指定する運行日誌、点検簿を作成し委託者の指定する日に提出すること。
- (2) 受託者は毎月及び年度の業務完了後速やかに業務完了報告書を作成し、委託者に提出すること。
- (3) 委託者は、委託業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるものとするとともに、業務の実施について、必要な指示をすることができるものとする。

1.4 留意事項

- (1) 規則第7条に定める保護者の協力事項について、受託者は保護者への周知に協力し、病気、欠席等により児童生徒が乗車できない場合の連絡体制について協力すること。
- (2) 契約期間満了の際には、次期受注者が円滑かつ支障なく、本業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項等について疑義が生じた場合は、協議をして処理するものとする。

1.5 将来の業務内容変更に関する特記事項

本業務は、複数年度にわたる債務負担行為として契約を締結するものであり、令和9年度以降、教育委員会と受託者との協議により業務内容が変更される可能性がある。

特に、令和9年度以降に大栃保育園の園児がスクールバスの利用対象に追加されることが決定された場合、受託者はその決定に基づき、以下の対応を必ず実施すること。

- (1) 園児送迎時は、園児の安全確保のため、添乗員を必ず配置すること。
- (2) 園児の追加に伴う業務内容の変更（添乗員の配置、ルート変更、運行回数増加など）に応じて、契約金額についても別途協議の上、変更契約を締結し、誠実にその業務を履行すること。

なお、この将来的な業務内容の変更に伴う追加費用（運転手増員や添乗員配置等）は、現時点でのプロポーザル提案金額の算出対象外とする。